

## 平成29年度税制改正 ～配偶者控除・配偶者特別控除の見直し～

平成29年度税制改正により、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。  
その改正内容についてお知らせいたします。

### 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

- 配偶者控除では納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円(給与収入1.120万)から控除額を段階的に減らし、合計所得金額1.000万円(給与収入1.220万円)を適用上限額とされる仕組みとされます。
- 配偶者特別控除の要件となる配偶者の合計所得金額の適用範囲が現行の38万円超76万円未満(給与収入103万円超141万円未満)から38万円超123万円以下(給与収入103万円超201万円以下)に見直されます。

#### <配偶者控除の見直し>

居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が1.000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。納税者本人の所得区分に応じて異なります。

居住者の合計所得金額	控除対象配偶者の控除額	老人控除対象配偶者の控除額
950万円超1.000万円以下	13万円	16万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
900万円以下	38万円	48万円

<適用時期>この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

<配偶者特別控除の見直し>配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(改正前38万円超76万円未満)とし、その控除額が以下のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が1.000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています。

「納税者の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」に応じた控除額については、次のとおりです。

#### (1) 合計所得金額900万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	38万円
85万円超90万円以下	36万円
90万円超95万円以下	31万円
95万円超100万円以下	26万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	16万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

#### (2) 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	26万円
85万円超90万円以下	24万円
90万円超95万円以下	21万円
95万円超100万円以下	18万円
100万円超105万円以下	14万円
105万円超110万円以下	11万円
110万円超115万円以下	8万円
115万円超120万円以下	4万円
120万円超123万円以下	2万円

#### (3) 合計所得金額950万円超1.000万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	13万円
85万円超90万円以下	12万円
90万円超95万円以下	11万円
95万円超100万円以下	9万円
100万円超105万円以下	7万円
105万円超110万円以下	6万円
110万円超115万円以下	4万円
115万円超120万円以下	2万円
120万円超123万円以下	1万円

<適用時期>この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。